

告示

埼玉県告示第四百四十一号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和七年六月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和七年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

病院		有効期限
名 称	所 在 地	
医療法人山柳会あさか相生病院	埼玉県朝霞市溝沼三丁目二番地三十三号	令和十年三月十日